

随時試験実施

令和７年度四條畷市職員採用試験実施要項 任期付職員（保育士・保育教諭）

四條畷市では、育児休業を取得する職員の代替職員として、育児休業取得期間にかかわらず、前もって任期３年程度の任期付職員を採用しています。採用試験は随時実施しており、任用開始も随時としています。

給与などの勤務条件や、職務権限は正規職員と同じです

☆正規職員との違いは？

- ・３年程度の任期があります。ただし、当該職種全体の育児休業の取得状況や本人の勤務成績により更新の可能性があります。
- ・管理職登用など、役職がつくことはありません。（ただし定期昇給はあります）
- ・育児休業の取得状況により年度内に部署移動する可能性があります。

1 募集職種について

職 種	資 格	採用予定人数
技術職 (保育士・保育教諭)	保育士資格および幼稚園教諭免許を有する人 ※技術職（保育士・保育教諭）の保育士資格については、大阪府が実施する「国家戦略特別区域限定保育士試験（地域限定保育士試験）」に合格した人で、国家戦略特別区域限定保育士（地域限定保育士）として登録を受けている人を含みます。	2人

※ 年齢要件はありません。

※ 次のいずれか一つに該当する人は、応募できません。

- (1) 拘禁刑（禁錮刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 四條畷市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (5) 受験資格を満たしていない人

※外国籍であることによる応募の制限はありません。ただし、「公権力の行使または公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を有する」という公務員の基本原則に基づき、現状において日本国籍を有しない人については、従事できる業務に制限があります。

※採用予定人数は変更する場合があります。

2 受験手続

- (1) お問い合わせ先 四條畷市総務部人事課

〒575 - 8501 四條畷市中野本町 1 番 1 号

電話 072 - 877 - 2121（内線 322～324）

- (2) 受付期間及び提出書類

※市ホームページの申込専用フォームからお申込みください。

受付期間

令和7年7月4日（金）から

※定員に達し次第募集を終了します。

- ・申込みには顔写真のデータが必要です。
- ・入力内容に不備があった場合は受付できないことがありますので必ずご確認のうえ申込みください。

市ホームページ	
トップページから『新着情報』もしくは『職員募集一覧』から「令和7年度任期付職員 保育士・保育教諭（随時試験）募集のお知らせ」をご覧ください。	
(URL) https://www.city.shijonawate.lg.jp/page/101750.html	(QRコード) 
 スマートフォンからお申込み可能です。	

※インターネット環境が無い等でホームページからお申込み出来ない場合は郵送でお申込みください。

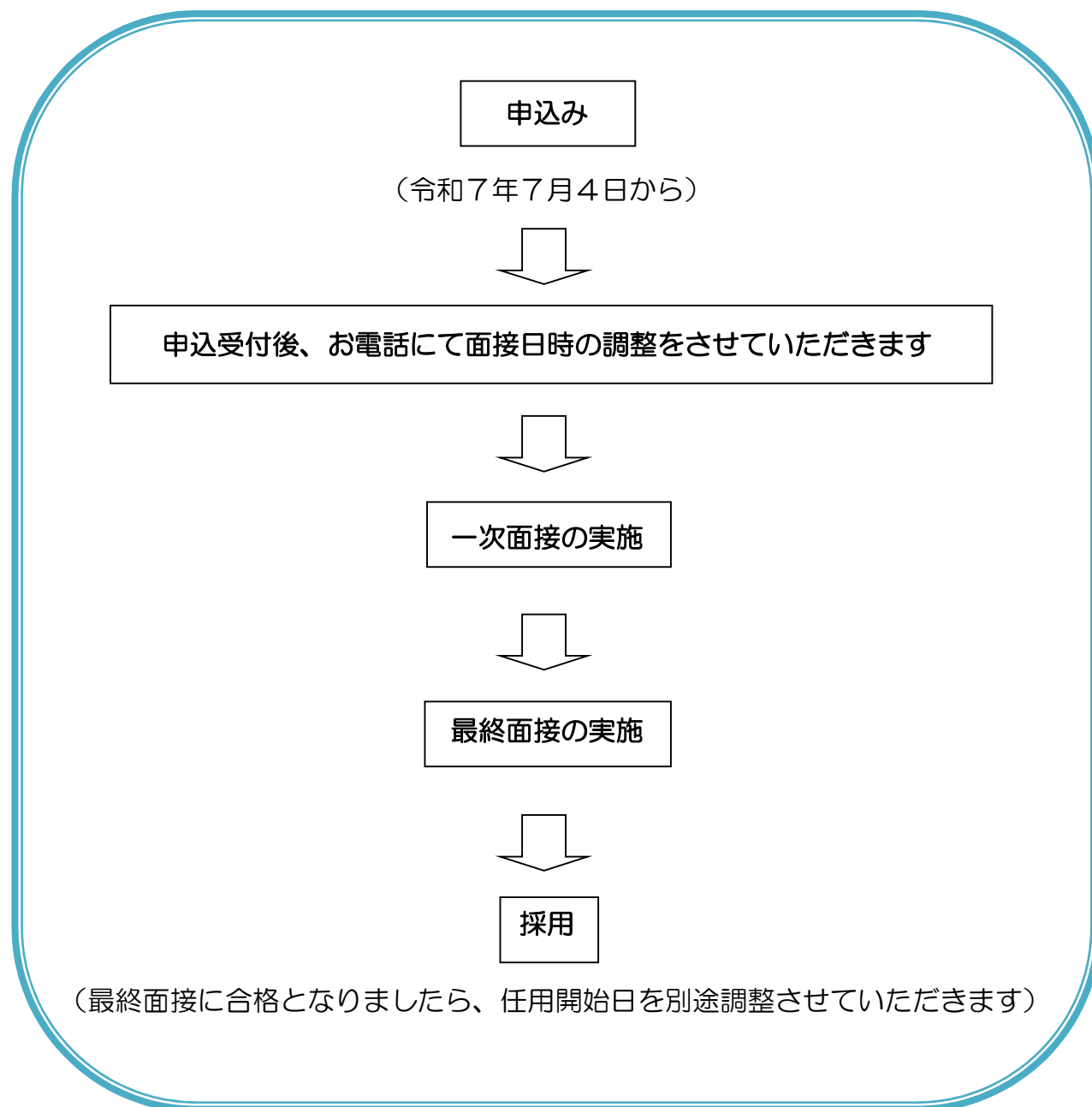
提出書類	ア. 採用選考申込書（別添の様式 1） （i）写真の貼付 …受験申込書の写真欄に写真 1 枚（申込前 3 ヶ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きで写っているもの）を必ず貼ってください。 （ii）本市ホームページからダウンロードする場合は、必ず両面印刷してください。 イ. 職務経歴報告書（別添の様式 2） …1 枚で記載できない場合は、用紙を印刷して全ての職歴を記載して提出してください。 ウ. 資格証明書の写し
受付期間	令和8年2月27日まで （定員に達し次第終了）
提出方法	提出書類を必ず簡易書留で郵送してください。 角型 2 号（A 4 サイズ）の封筒に受験申込書を折り曲げずに入れ、封筒の裏側には、“受験申込書在中”と朱書きしてください。

（3）受験手続上の注意

- ① 申し込まれた記載事項等に不備があるときは受付できません。この場合、再度入力もしくは提出書類をお返しし、改めて提出していただくことになります。
- ② 採用選考に関する提出書類は一切お返ししません。提出書類は採用選考終了後、

責任をもって適正に処分いたします

3 登録申込みから採用までのながれ



4 任期について

任用開始日から令和10年3月31日まで

※任用期間は本人の同意を得て延長する場合があります。

5 勤務条件について

育児休業代替任期付職員は、任期が定められている以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）について、原則として一般の職員と同様の扱いとなります。

※ 育児休業及び育児短時間勤務制度を利用することはできません。

（１）給与等

【初任給】

令和7年4月現在の初任給の給与月額（地域手当を含む）は、次表のとおりです。

大学卒	248,160 円	短大卒	234,960 円
-----	-----------	-----	-----------

※ 初任給は、経歴その他一定の条件により加算があります。

※ このほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

※ ただし、社会情勢により給与制度が改定され、金額などが変更されることがあります。

（例）民間企業等で同職種の従事経験がある場合の年齢別年収

30 歳：約 390 万円

※前歴の有無によって年収が変わる場合があります。

※任用開始後初回の賞与は期間により按分されます。

（２）休暇

年次有給休暇あり

（特別休暇（結婚休暇など）は本市の休暇規定による。）

（３）勤務時間

原則として、午前8時45分から午後5時15分まで（休憩45分間）。

ただし、職種や勤務場所などにより異なる場合があります。

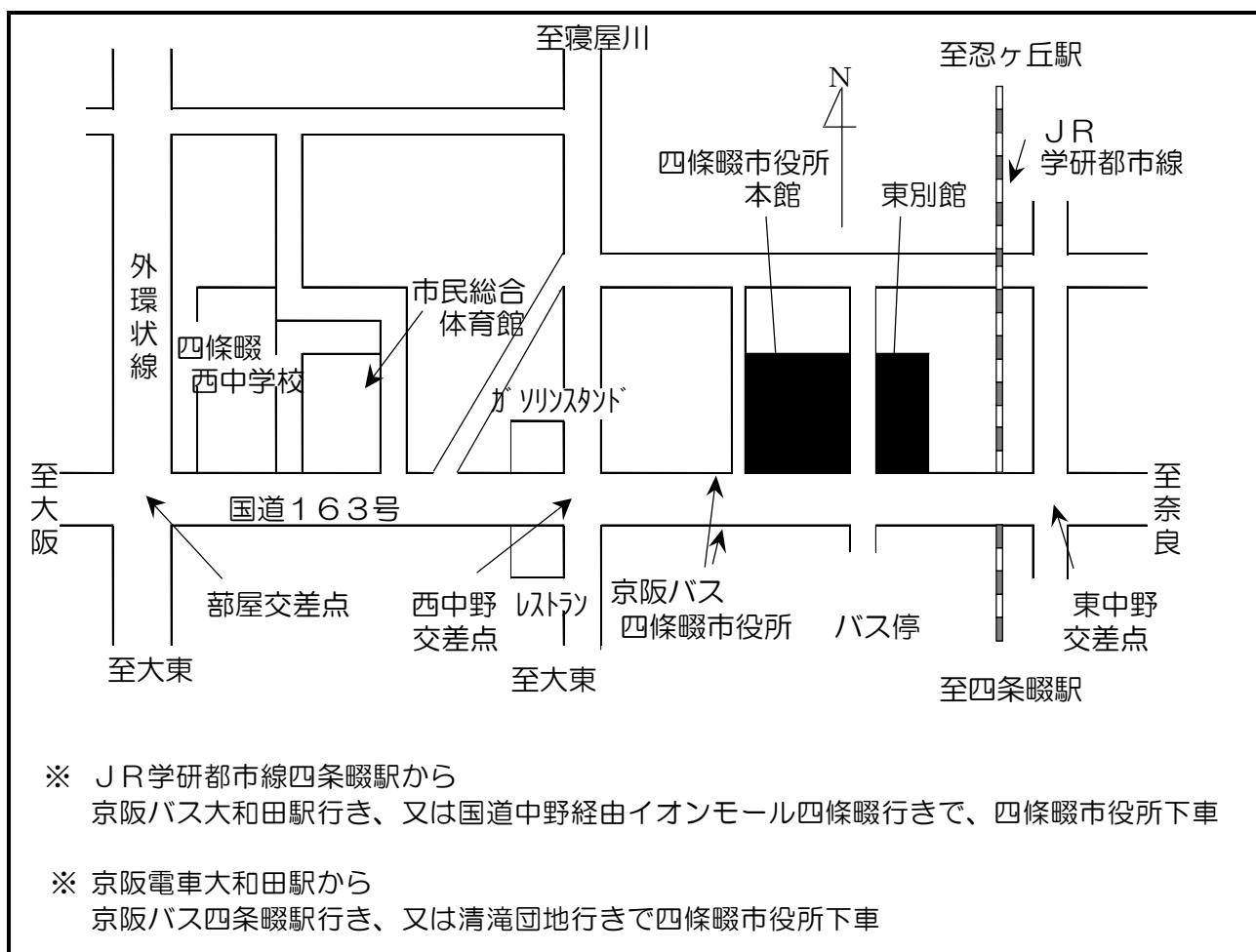
（４）社会保険

大阪府市町村職員共済組合に加入

（５）その他

福利厚生制度あり

四條畷市役所の案内図



＊ ＊お問い合わせ先＊ ＊

四條畷市役所 総務部人事課
TEL 072-877-2121 (内線322~324)